

東大阪市

「未熟児養育医療給付制度」利用の手引き（申請案内）

■未熟児養育医療給付制度とは？

種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児（以下「本人」という）に対して、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して、その養育に必要な医療を給付するものです。（世帯の収入に応じて自己負担があります。）

養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。

1. 対象者

東大阪市に住所を有する乳児で次に掲げるいずれかの症状を有するもの。

- (1) 出生時体重が2,000g以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - (ア) 一般状態
 - a 運動不安、けいれんがあるもの
 - b 運動が異常に少ないもの
 - (イ) 体温
摂氏34度以下
 - (ウ) 呼吸器循環器系
 - a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - b 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - c 出血傾向の強いもの
 - (エ) 消化器系
 - a 生後24時間以上排便のないもの
 - b 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - c 血性吐物、血性便のあるもの
 - (オ) 黄疸
生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの（重症黄疸による交換輸血を含む）

2. 給付内容

指定養育医療機関での入院治療のうち、診察・医学的処置・治療等の給付が受けられます。ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲となりますので、保険対象外のものは除外されます。

3. 自己負担額について

未熟児養育医療給付制度では、養育医療給付に要した医療費総額のうち、健康保険者から給付される分（約8割相当）を除く、健康保険自己負担（約2割相当）の範囲内で、徴収基準月額をもとに一部負担金を算定します。徴収基準月額は世帯の市民税額等に応じて決定されます。（徴収基準月額表参照）
※同一世帯に養育医療対象者が2人以上いる場合は、2人目以降は加算月額が適用されます。

ただし、本市では、子ども・ひとり親家庭・重度障害者の各医療助成制度と併用することができますので、それらの対象者の場合、養育医療一部自己負担金に対してさらに各医療費助成制度を適用した後の金額が最終的な自己負担額となります。（＜費用の内訳＞参照）

4. 支払い方法について

自己負担金は、本市から後日郵送する「納入通知書」により、指定の金融機関（通知書裏面記載）にて納付してください。（納入通知書は診療月の約4か月後に郵送します）

《指定医療機関の窓口で一部負担金を徴収することはありません。（ただし、おむつ代等健康保険対象外の費用については支払っていただくことになります。）なお、養育医療券が発行されるまで「預かり金」を徴収する医療機関がありますが、この場合は必ず返金してもらう必要があります。》

<費用の内訳>

費 用			
		養育医療対象分（約2割相当）	
健康保険者負担分（約8割相当）	養育医療公費負担分	養育医療一部自己負担金	
		子ども医療等助成額	自己負担額（保護者）

【徴収基準月額表】

世帯の階層区分			基準月額	加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」による支援給付（これに相当する支援給付を含む。）を受けている世帯		0	0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（A階層に該当する世帯を除く。）		2,600	260
C	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の世帯（A階層に該当する世帯を除く。）		5,400	540
D1	当該年度分の市町村民税が課税の世帯であって、その所得割の額の年額区分が次の額であるもの（A階層に該当する世帯を除く。）	15,000円以下	7,900	790
D2		15,001円 ～ 21,000円	10,800	1,080
D3		21,001円 ～ 51,000円	16,200	1,620
D4		51,001円 ～ 87,000円	22,400	2,240
D5		87,001円 ～ 171,300円	34,800	3,480
D6		171,301円 ～ 252,100円	49,400	4,940
D7		252,101円 ～ 342,100円	65,000	6,500
D8		342,101円 ～ 450,100円	82,400	8,240
D9		450,101円 ～ 579,000円	102,000	10,200
D10		579,001円 ～ 700,900円	123,400	12,340
D11		700,901円 ～ 849,000円	147,000	14,700
D12		849,001円 ～ 1,041,000円	172,500	17,250
D13		1,041,001円 ～ 1,222,500円	199,900	19,990
D14		1,222,501円 ～ 1,423,500円	229,400	22,940
D15		1,423,501円以上	全額	全額に0.1を乗じて得た額。 ただし、その額が26,300円に満たない場合にあつては、26,300円とする。

5. 申請方法

申請書類には、所得に関する書類など重要な個人情報が含まれているため、原則として申請者（保護者）が必要書類をその住所地を管轄する保健センターに提出してください。

(1) 申請期間

指定養育医療機関での入院治療開始から3週間以内に申請してください。

ただし、3週間以内であっても退院後には申請できませんので、ご注意ください。

※申請手続きが間に合わない場合は、申請期間内に母子保健課へご相談ください。

(2) 必要書類

① 養育医療給付申請書

保護者（主たる生計者）が申請者となります。

保護者が主たる生計者でない場合は、主たる生計者が申請してください。

② 養育医療意見書

指定養育医療機関の医師が作成した意見書が必要です。

③ 世帯調書

本人を含め、世帯構成員（※）全員を記載してください。

※世帯構成員とは、本人と生計を一にしている方のことです。

④ 誓約書

扶養義務者は養育医療給付申請書の申請者となります。

⑤ 承諾書

申請者は養育医療給付申請書の申請者となります。

⑥ 本人の健康保険証（マイナ保険証）

申請時は以下の(1)～(4)のいずれかを窓口にお持ちください。

(1) マイナ保険証及びマイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）

(2) マイナポータルの資格情報画面を紙で出力したもの

(3) 資格情報のお知らせ

(4) 資格確認書

※マイナ保険証のみでも受付はできますが、医療保険情報が紐づけられておらず、資格情報が確認できなかった場合は、(3)または(4)を提出していただく必要があります。

⑦ 生活保護を受給されている方のみ被保護証明書（原本をご用意ください）

申請書類の①②③④⑤は各保健センターに備えているほか、市ウェブサイトからのダウンロードが可能です。

＜市ウェブサイトへはこちら↓＞



※①「養育医療給付申請書」、③「世帯調書」にマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーの番号確認と申請者の身元確認のために、申請の際は以下の書類をご持参ください。

【マイナンバー確認】マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載された住民票の写し等

【申請者の身元確認】マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付き身分証明書（社員証等）等

※マイナンバー制度による情報連携により、住民税課税証明書（所得証明書）等の省略が可能となります。

確認ができない場合は、住民税特別徴収額決定通知書または住民税課税証明書（所得証明書）をご提出いただく場合がございます。

(3) 医療券の交付

医療機関の窓口で提示していただく医療受給者証は、保健センター窓口で申請後、申請書類に記載の不備や追加の提出書類の必要がない場合、また主治医への照会の必要がない場合、約3～4週間で申請者の住所へ郵送します。

6. その他

申請後に、氏名・住所・電話番号・被保険者証等に変更が生じた場合、「未熟児養育医療給付事業変更事項連絡票」に記入し、各保健センターに提出してください。「未熟児養育医療給付事業変更事項連絡票」は、各保健センターにあります。市外へ転居の場合は、転居先の管轄自治体での手続きが必要です。

問合せ先一覧

施設名	所在地	電話番号	最寄駅
東保健センター	〒579-8048 東大阪市旭町 1-1（東大阪市旭町庁舎1階）	電 話 072-982-2603 FAX 072-986-2135	近鉄奈良線 瓢箪山駅
中保健センター	〒578-0941 東大阪市岩田町 4-3-22-300	電 話 072-965-6411 FAX 072-966-6527	近鉄奈良線 若江岩田駅
西保健センター	〒577-0054 東大阪市高井田元町 2-8-27	電 話 06-6788-0085 FAX 06-6788-2916	近鉄奈良線 河内永和駅
母子保健課	〒578-0941 東大阪市岩田町 4-3-22-300	電 話 072-970-5820 FAX 072-960-3809	近鉄奈良線 若江岩田駅

◆申請手続きなどについてご不明の点がありましたら、最寄りの保健センターもしくは母子保健課へお問合せください。

令和8年7月作成